

## 所沢市競争入札参加資格審査申請書審査事務要領

### (目的)

第1条 所沢市競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和64年1月1日施行)に基づき提出された入札参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)の審査(以下「資格審査」という。)は、この要領の定めるところにより行うものとする。

### (資格審査)

第2条 資格審査は、適格審査と点数審査の方法により行うものとする。ただし、点数審査は、建設工事の審査申請書を提出した者について行うものとする。

### (適格審査)

第3条 適格審査は、審査申請書を提出した全ての者について、審査申請書とその添付書類を基に、入札参加者としての適格性を審査する。

2 過去2年間において、次の各号のいずれかに該当する者は、不適格とすることができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号(第7号を除く。)に該当する行為をしたこと。
- (2) 契約に関し不誠実な行為をしたこと。
- (3) 契約に当たり前2号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。
- (4) 経営状況が著しく不健全であると認められること。

### (点数審査)

第4条 点数審査は、経営に関する客観的事項(以下「客観的事項」という。)及び市長が定める項目(以下「主観的事項」という。)について審査する。

2 客観的事項の審査は、平成6年6月8日建設省告示第1461号(以下「告示」という。)及び平成10年6月18日付け建設省経建発第192号「経営事項審査の事務取扱いについて(通知)」(以下「通知」という。)に準じて行うものとする。

3 経常建設共同企業体の客観的事項の審査は、告示及び通知に準じて行うものとし、各審査項目については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 経営規模の審査は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本の額及び職員の数のそれぞれの和を用いて行うものとする。
  - (2) 経営状況の評点は、各構成員について算定される経営状況の評点（告示第一の二に掲げる項目について告示付録第一に定める算式によって算出した点数に基づき、通知の別紙「審査の結果を総合評点で表す方法」（以下「通知の別紙」という。）1の(3)の又はの算式によって算定した評点をいう。）の平均値によるものとする。
  - (3) 技術力の審査は、許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の技術職員数値（告示第一の三に掲げる技術職員について告示第二の三に定めるところにより算出した数値をいう。）のそれぞれの和を用いて行うものとする。
  - (4) その他の審査項目（社会性等）の評点は、各構成員について、算定されるその他の審査項目（社会性等）の評点（告示第一の四に掲げる項目について、告示第二の四及び通知の別紙1の(5)に定めるところにより算定した評点をいう。）の平均値によるものとする。
- 4 主観的事項の審査は、別表第1の左欄に掲げる項目について、それぞれ中欄に掲げる内容を審査し、該当する場合において右欄に掲げる配点を行うものとする。

（級別格付）

第5条 級別格付は、前条に基づき審査された客観的事項の点数及び主観的事項の点数を合計した点数（以下「格付点数」という。）をもって、別表第2に基づき行うものとする。

（入札参加資格者名簿）

第6条 審査の結果、適格と認定した全ての者について、所沢市競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和55年1月1日から施行する。
- 2 この要領は、昭和56年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成元年7月7日から施行する。
- 4 この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

1 この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この要領による改正後の所沢市指名競争入札参加資格審査申請書審査事務要領の規定は、平成 21 年度及び平成 22 年度指名競争入札の資格審査に係る申請から適用し、平成 19 年度及び平成 20 年度指名競争入札の資格審査に係る申請については、なお従前の例による。

附 則

( 施行期日 )

1 この要領は、平成 28 年 9 月 8 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この要領による改正後の所沢市競争入札参加資格審査申請書審査事務要領の規定は、平成 29 年度及び平成 30 年度競争入札の資格審査に係る申請から適用し、平成 27 年度及び平成 28 年度競争入札の資格審査に係る申請については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

項目	審査内容	配点
工事成績	資格審査を行う年度の前年度及び前々年度（以下「前2年度」という。）に受けた、本市発注工事の工事検査に係る工事成績評定結果の平均点。ただし、前2年度における工事成績評定結果が全て75点以上であること。	90点以上 : 120点 88点以上90点未満 : 100点 86点以上88点未満 : 80点 84点以上86点未満 : 60点 82点以上84点未満 : 40点 80点以上82点未満 : 20点
	において配点の対象となり、その算出の基礎となった工事が3件以上である場合	10点
優秀表彰	資格審査を行う年度及びその前年度に所沢市優秀建設工事等受注者表彰を受けた者である場合	受賞1案件につき20点
入札参加停止	前2年度に受けた入札参加停止措置の期間がある場合	1月につき - 5点

別表第2（第5条関係）

級別	区分
A級	格付点数が750点以上
B級	格付点数が550点以上750点未満
C級	格付点数が550点未満